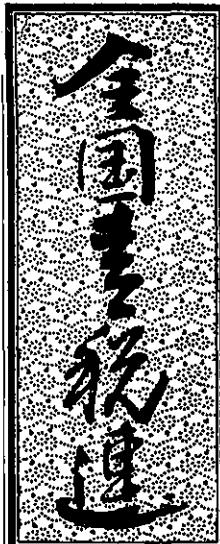


# 税理士法改正問題

## 緊急報告・討論全国集会開催

「基本要綱」を修正し危険な方向へ



### 全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷  
5-20-11  
連盟本部 第1シルバービル5F 501号  
電話 03(354)4162  
発行人 小林繁夫  
会長 集会編集人 亀石邦俊  
広報部長

去る三月四日東京の税理士

会館において「税理士法改正

緊急報告・討論全国集会を開き、これまで日税連幹部との懇談会での感触、さらに今後の進むべき方向づけなどを真剣に討議し、基本要綱に沿った法改正を実現するよう全国的な規模で運動をすることとした。

当日は確定申告期の最も忙がしい時期にもかかわらず、全国各地から約二百名の会員が参集し、法改正の経過報告、パネルディスカッション方式で討論が行なわれた後、最後に会場より緊急動議が提案され、「全国集会」を「基本要綱実現全国大会」とし、下記の「決議文」を採択するところが全員一致で承認された。

詳細な内容は、全青税だよりの三月十六日号を参照して下さい。

### 決 議 文

全国青年税理士連盟は、「基本要綱」実現全国大会の名のもとに業界の意思統一の証である「基本要綱」にそつた税理士法の改定を実現するため次のとおり決議する。

一、われわれは「使命の明確化」をばむあらゆる妥協を絶対に阻止する。

二、われわれは「自主権の確立」の放棄を絶対に阻止する。

三、われわれは「代理権の確立」の後退を絶対に阻止する。

四、われわれは不公平な「特別試験」を絶対に廃止させ「試験免除の導入」も絶対に阻止する。

五、われわれは青色申告会・農協等諸団体の「税理士業務」の法制化を絶対に阻止する。

昭和五十三年三月四日

全国青年税理士連盟  
「基本要綱」実現全国大会

# 足下を凌ぐるな!

スクワ

日税連山本執行部の

## 欺瞞に満ちた法改正の運動を糾す

会長 小林繁夫

### ■はじめに

「税理士法改正」運動は、昨年12月27日の「国税当局と日税連との懇談会」を契機として、急ピッチで走り出した。しかも、税理士業界が、長期にわたる年月と膨大な費用をかけて機関決定した唯一の「意思決定」の「証」である

主税局との幹部と会談し、また、日税連と税政連の幹部が自民党財政部会の幹部と会談したことによつて懇談の税理士法改正は俄かに

ゴーレムが見えてきた感じとなつた。(中略)ここに至つて、税理士法改正は射程距離に入つたどころか、まさしく指呼の間に迫つたといえる。この報道は、一体何を根拠にしたものであったのか。国税

山本会長のような「基本要綱」理想論者からみれば、「ここで基本要綱の即時完全実現にこだわって教条的観念論を振り廻すにおいては満天下の信を失い、税理士法改正は失速し、墜落し、再び日本の目に見ないことを恐れる。」といふ

他人事のようなことがいえるだろう。しかし、基本要綱の「作成の経過」は、税理士法改正要望書記載の如くである。つまり、同要望書記載の如く、全面改正を意図した39年政府案の廢案という苦い経験から、七年にわたる年月をかけて進められている。これは全く話がちがう。

山本執行部の、昨年7月日税連会長選挙投票直前の日税連機関紙「税理士界」における「日税連幹部が5月31日、国税庁・大蔵省

執行部が、政府原案に対しても「税理士界」号外なしし「要望書」等を通じ、「足下を凌ぐるな」と

日税連は、「納税者の権利擁護等抽象論について議論していくれば

### ■使命なしの法改正の危険性

いつまでたっても具体的な法改正に入れないだろう」という国税当

さらに、有田議員の「(略)税理士の地位が向上してきたならば、税務官廳に今後一つ十分協力

わたくしは、現下の法改正運動について、会員各位に、極めて遺憾なことではあるが、「日税連山本執行部に足下を凌ぐるな!」と強く訴えねばならない。

以下山本執行部の欺瞞を明らかにするとともに、その基本的な姿勢について糾したい。

局の発言をうけ、現にこの路線にそつて、法改正作業を進めていたり、法律の「顔」ともいべき使命感について強く指摘してきた。

なぜなら、めざす「納税者の権利擁護」の正当性についてはすでに明瞭にされているからである。「使命」を廻しにしての法改正は本末転倒であり、その危険な方針について糾したい。

強硬に反対したこととくらべ隔世の感を禁じえない。

### ■業界の総意の結集「基本要綱」

山本会長のような「基本要綱」理想論者からみれば、「ここで基

本要綱の即時完全実現にこだわって教条的観念論を振り廻すにおいては満天下の信を失い、税理士法改正は失速し、墜落し、再び日本の目に見ないことを恐れる。」といふ

他人事のようなことがいえるだろう。しかし、基本要綱の「作成の経過」は、税理士法改正要望書記載の如くである。つまり、同要望書記載の如く、全面改正を意図した39年政府案の廢案という苦い経験から、七年にわたる年月をかけて進められている。これは全く話がちがう。

山本執行部の、昨年7月日税連会長選挙投票直前の日税連機関紙「税理士界」における「日税連幹部が5月31日、国税庁・大蔵省

執行部が、政府原案に対しても「税理士界」号外なしし「要望書」等を通じ、「足下を凌ぐるな」と

日税連は、「納税者の権利擁護等抽象論について議論していくれば

いつまでたっても具体的な法改正に入れないだろう」という国税当

さらに、有田議員の「(略)税理士の地位が向上してきたならば、税務官廳に今後一つ十分協力

してそうして裁判所における弁護士と同様に税理士の地位を高めなければならぬ。(以下略)との質問に対して、平田主税局長は、「(略)同時に私は税理士各位が実力を養い、税務官署に対してむしろ堂々たる態度で正しい納税者の利益、権利を擁護するという意味において大いに活躍を願う。むしろそれによって税務行政自体が改善されるというところまで活躍が期待されるような方向に行くのが理想ではないか。ことに申告納税制度の下においては、どうしてもこのようない民間機関が相当発達して、納税者が遠慮なく相談し、それからまた税理士の各位は、法律に従って正しく納税者を指導し、その税理士業務をやっていただきそれによつて本当に法律に基づく公正な運用と税務官吏のややもすると起つての独善的な弊害を、チエックする機関といたしましても私は今後大いに活躍を期待したい。(以下略)とよく自然に答弁しているのである。

また、この十三年後の昭和39年6月7日に衆議員大蔵委員会において、渡辺(美)議員が、前記平田答弁を引用して、「(略)これはいまから十何年も前に言つてゐるの

局者よりもこの人たちのほうが幾らか頭が進んでいるのではないか」というような気がする。(中略)さるに同局長はこう言つてゐる。法律に基づく公正な税務の運用と税務官吏だけがややもすると起しやすい独善的な弊害をチェックする機関になつてもらいたい。いいですか、これはちゃんと見越していりますよ。中には、数のうちだから、少しのぼせ上がつた税務官吏もあるであろう。(中略)こういう面において弊害を除去するための機関になつてくれ。こういうふうなことが税理士法制定の趣旨だということをもう一度認識してもらいたいし、そのとおりにお考へになつて実施をされているかどうか、その点を伺いたいと思います」と質問している。これに対し当時の木村国税厅長官は次のように答えてゐる。「ただいまお読みになりました平田さんの答弁は、私はそのとおりだと思います。全く同感であります。やはり税理士という職業は、納税者の権利、利益を擁護するということ、また、税法について適正な執行を行なうために、税法の正確な知識を納税者に与えていくことが一番大きな点だと思います。(中略)私はい

ます。どうも私は、いまの国税当局には全く同感でござります。」と前記平田主税局長答弁に対し、これらの点を踏まえて、全会的討議の結果、「税理法改正に関する第一次試案」(以下第一次試案とよぶ)「同第二次試案」(以下第二次試案とよぶ)を経て、昭和47年4月作成の「基本要綱」の中税理士の使命として、税理士は租税法律主義にもとづき、納税者の権利を擁護し、適正な納税義務の実現を図るという趣旨が明確に規定されるに至つたのである。従つて、われわれの要望は、決して高遠な理想ではなく、広い認識と税理士制度の実態から当然のことなのである。にも拘らず、日税連が、使命後廻しの法改正を急いでいることは、納税者の権利擁護を意識的にさけて、むしろ、古くから繰返し指摘されているように、税理士を税務行政の補助機関に組入れることを目指しているものといわざるを得ない。極めて危険な方向であり、このような方向性からは、当然のこととして、われわれのめざす弁護士法にならぬ自立などは到底実現しないこ

## ■政府が反対する特試の廃止

去る2月2日の本連盟執行部と

日税連執行部との懇談の席上、日税連側は、特試廃止の要望に対し

て、「国税労組側はます既得権だ

とう考えが非常に強いと思いま

す。それから政府当局も五万人の人事管理の面からもう少しでも譲

れないという考えが、むしろ労組より強いんじやないでしようかね」と答えてゐる。わたしは、政

府の特試廃止に対する今日的見解を諷り改めて警悟した。この考え方は少し押しすすめていくと、われわれ一般試験合格者といえども

税務行政の延長線上におかれるこ

とになる。むしろ、現実は、そう考えられているところから、納税

者の権利擁護なんてとんでもない、自主権なんてとんでもない、

納税者の代理人なんてとんでもないということになるのは当然の結果なのである。至難・困難の政府

見解は、このような観点から出でることを認識の上、今後の法改

正運動に厳しく取組まねばならない。われわれの特試に関する認識は「基本要綱」にのべてるとおりであり、税理士試験は、納税者の勝利を擁護するという、税理士の使命達成に必要な条件を備えて

いるか否かを判定するものでありその資格付与には高度の国家試験を課するのは当然である。ところが、試験科目とその内容、ゆるやかな科目選択と参考点制度、合格

をさせるための口頭試験等を内容とする特別試験制度は、微税機関

に忠実な大量の税理士を生み出すことによって、税理士を税務行政の補助機関へ組入れることを狙いとしたものであるといわねばならない。

われわれは、このような特別試験を絶対に廃止させ、またこれにかかる試験免除制度の導入等のい

かなる妥協にも絶対に応ずるものではない。

## ■見せかけの業務拡大

山本会長は、本連盟との懇談会の席上、本連盟の「39年政府案と

変りないんじやないという感じをもつてゐる」旨の質問に対し「そ

れは39年のものよりは、はるかにいいですよ。」と答えたので、すぐ、「たとえばどういう点でしょう。」と質問を続けたところ、「それは、まだそう簡単には……理事会にかけて承認を得てからでないと……」と絶句して答えていない。つまり、現下の重要な時期におけるこの答弁は、そのまま内容のないことを証明しており、政府見解の至難困難からも明らかなどおり、むしろ、失うものが余りにも大きいために、事前に得るものを見らかにしてしまえば、会員から改悪阻止運動が起ることをおそれるのである。

これまでのところでは、対象税目の包括規定化、個人の青色申告者の決算書の独占業務組入れ、会計業務を附隨業務としてできることとの明定化、調査の事前通知の確保などを言うのであろうか。

先ず対象税目についてであるが、すでに昭和38年5月6日付日税連「税理士法改正要望書」において、「税理士の業務範囲を専税を除く、国税及び地方税全般に及ぶものとされたい。」と要望しており、廃案となつた39年改正法案においてもとりあげられていたものである。その後も、「第一次試案」「第二次試案」、「基本要綱」に

おいても一貫して要望しているところであり、歴代執行部の努力によるものと考えねばならない。

ただし、目下政府が導入を計画している「一般消費税」のためだけで考えるならば、去る2月2日の中懇談会の席上明らかにされたとおり、現行税理士法2条に定められた「政令」の改正で、税理士の取り扱いが可能となる筈であり、対象税目の包括規定のために、ほかは何を失つてもよいということには絶対にならないのである。

次に、「会計業務を附隨業務としてできることを明定すること」についても39年改正法案にすでに記載して、13年前の昭和39年9月7日の「税理士界」は、「この上うな事実を明記しただけのことであって、内容的にさしたる変化があつたわけではなく、しいて言えば、税理士も職業会計人であることが明確になった程度のものである。このような規定が設けられたことによつて税理士業務の範囲が拡大された如く誤解して、前述したような問題点を見落すようないふることがあつてはならない」と警告していることが思い出される。

会計業務については、その後「第一次試案」及び「第二次試案」を

経て、「基本要綱」に取り入れられ、それが、次のような危険につきまつて、そのことを指摘しなければならない。

つまり、この点に関する日本公認会計士協会の考え方として、公認会計士法第2条(公認会計士の業務)を改正し、「公認会計士は、公認会計士の名称を用いて税理士業務ができる旨の規定を明文化すること」と述べられている。

このような考えは、これまでたびたび指摘されてきており、会計業務の現状確認の明定化と引換に、公認会計士に対し、税理士業務を失うために至っても、これを防止することは、不可能となるであろう。

第三に、税務書類の範囲を拡大する如く受取れるが、実は、そうではなく、現在指摘されているような青申会等の税理士法違反行為について、これらが、合法的に税理士業務ができるようじしようという一大危険がかぶされていることを見抜かなければならぬ。

そもそも、個人の青色決算書が税務申告の目的でのみ作成され

いるとの考えは肯定し難く、これを独占業務として税理士の業務に取込むことには、強力な反対が予想される。そこでそのような事情を考慮し、青申会、商工会等に対しては、山本執行部は、前以て、条文をもつて措置しているように見受けられる。現行税理士法52条を次のように改正する意向である。

「(略)ただし、電子計算機を利用して帳簿類その他の計算書類を作成することを業とする者その他大蔵省令で定める者が、税理士の委託により、税務書類を作成(カット内略)する場合はこの限りでない。」(傍点は小生)というところである。若しこのような改正が行なわれれば、コンピュータセンタ一及び大蔵省令により認められた団体は税理士の派遣を受けて大々的に税理士業務を行なうことができることになるのである。さらに、その後出された「税理士の組織団体」(日税連・山本会長・素案)という資料には、「納税者の援助業務」として、「税理士会は、納税者、その組織する団体、納税者を援助する事業を行うため国若しくは地方公共団体から補助金等の交付を受けている団体又は国若しくは地方公共団体の依頼又は委託に応じ、税理士事務等を行わせるた

め会員をあつ旋し、(以下略)」と明記されており、税理士は、自らの事務所の仕事を犠牲にしても税理士会からの各種団体へのあつ旋を受けねばならず、これを拒めば会則違反により処分されるおそれがあるのであることになる。強制的な義務を課せられることになるのである。

このように、単純に業務が拡大するようみせかけ、実は、これまでの「派遣規則」を税理士法の本法に組入れることを狙いとしており、税理士会は、青申会等に対し、税理士をあつ旋し、あつ旋された税理士は、税理士会々則で派遣受諾を義務づけられ、青申会等は、大蔵省令の指定を受ければ、合法的に税理士業務が可能となるのである。

そのときには、大部分の税理士事務所が到底たち打ちできない多数の巨大な官制税理士事務所が、税理士法上合法的に出現してくることが予想され、大半の事務所は、その存立基盤を失うことになるであろう。

第四は、「税務調査の事前通知」であるが、われわれが目指す「基本要綱」では、「一週間前までに、その旨を税理士に通知しなければならないこととする。」となつて

いたものが、目下の山本執行部案

ある。

税理士のみを拘束する結果となる

これが望ましい。

(たたき合)によれば、「原則として、一週間前までにその旨を代理税理士に通知することとする。」

このような内容は、他にも多く指摘されており、山本執行部の巧妙な宣伝にのせられないよう、そ

だけであるので、賛意を表することはできない。」

本会長は、独断で、今回の法改正に取込むことを強力に推し進めている。しかし、前記の機関決定を

このように、内外の支持を得て、山本会長は、突然、「会長素案」として持ち

• 100 •

となつており、「原則として」との表現をもつて、基本要綱の趣旨は骨抜きにされている。最初から無理なものを、さも実現するかの如く、巧みな言いまわしで会員に幻想を与えてゐるにすぎないのである。

わたしは、「税務訴訟代理」などの実現こそをもって真の業務拡大と考える。

か、何れも、正規の機関として、小企業納税者問題及び銀行等が実施する税務相談等の業務に関し、これを改正税理士法に盛り込むこ

尊重することは山本会長の義務であろう。山本会長の猛省を促すものである。

出してきたことは全く理解できぬ  
い。

小規模問題は機関決定を尊重せよ

「小企業納税者問題をいかに改正税理士法に盛り込むべきか」との山本会長の付託に対する日税連各部各委員会の見解は次のとおりである。

べきものであつて、職業立法たるべきものの中に取り込まれるべき性格のものではない」と具申をしてゐる。

務は、イデオロギー的発想のもとに、「……例えば、べらぼうに大きいところ、まあ東京ぐらいです。な。こういうところは、また適正な規模に分けたらどうであるか。

先ず、小企業納税者対策委員会は、答申において次のように述べ

員会内部において種々協議の結果これを改正税理士法に盛り込むの

と発言している。

原点に戻れ山本執行部

税者対策を税理士法で義務づけること、並びに税理士業務の継続的周旋を認める団体を政令で定めることについても検討したが、前者は会員意識の実態からまた後者は特権付与の恒久化等の理由からいずれも多数意見により、反対の立場を探ることとなつた。」

制度部としては、「小企業対策は税理士法改正とのかかわりにおいてではなく、別途に検討されるべきである」として、

は適当でないとの結論を得た」と、當時の春好幸雄委員長（現日税連事務）の名をもつて、中間報告として提出している。

は、すでに「第一次試案」及び「第二次試案」の段階において、検討の結果、「現行制度を維持する」ことを確認済である。

また、「税理士制度特別部会の審議結果の税制調査会への報告」とおいても一局一会制が支持されてゐる。次のとおりである。「(略)

現在、同一の国税局の管轄区域内に2個以上の税理士会が存在する地域がある。しかし、すでにこの経過措置も七年以上の長きにわ

過日の日税連正副会長会において了承された「税理士法改正に随むる今後の具体的な活動細目」における基本事項には、個別活動は機関決定および機関ルールを遵守のうえ、推進する。と明記、確認されている筈であり、山本執行部は、この確認事項に従つて進めべき義務を負っていることを忘れてはならない。

ところが、山本会長は、前記の本連盟との懇談会の席上、「はじ

めての原案なり素案をつくるのは  
誰がつくろうが、どうしようが、  
とにかく私が認めてつくらせて、  
そして提出するんですから、そ  
をいちいち、いつたい誰がつく  
て、どんなになつていて。そんな  
手続はいらんでしょう」とそ  
も機関などというものは初め  
ら頭にないことを平然と発言して  
いる。

[View all posts](#)

機関無視ともいふべき事項に言及することとする。

先ず、山本会長は、去る 1 月 26 日の日税連正副会長会に対し、業界の要望する基本的な柱である「使命」、「自主権」、「代理権」、「特試廢止」等は、すべて至難・困難という政府側の見解を、「山本会長感觸メモ」という形で提出している。これは、「基本要綱」の修正を求める重大事であり、山本会長は、いたずらに策を弄することなく、会員に対し速やかに不可能な実情を報告し、今後の法改正に対する判断を仰がねばならない。

ささらに、同日、逐条に整理された「研究資料」(たき台と呼ぶもの)と称した改正案文が突然提出された。前記至難・困難をそのまま作文すれば判り易いものを、なぜか会員の眼にストレートに映っている。結果的には、正副会長会では、再度にわたる審議の結果、審議に値しないものとして、實質的にたな上げされている。

その後去る 1 月 30 日付で、一般試験制度の手直しを主要内容とした「税理士の資格及び試験」について、山本会長から税対委員会に付記されたが、同委員会は全体会

議では、意見がまとまらず、同委員長は、「賛意は得られませんで

した」と結果報告している。基本要綱の重要な修正を一部幹部が作成しているところから、税対全体会議での「昭和 39 年の政府案より劣る」との委員発言に表現されてい

るよう改悪となるものである。続いて山本会長は、去る 2 月 23 日の正副会長会に「税理士の組織団体」についての会長案を提出されたことは既に述べたとおりである。しかし問題多く目下機関として実質的な審議はなされていない。

このように、法改正の重要な内

容が一向にかたまらないにも拘らず、山本会長は、スケジュールは既に設定しているよう、去る 3 月 23 日の正副会長会に、「昭和 53 年通常国会(昭和 54 年 1 月 ~ 5 月)において、税理士法改正法律案の審議が順調に進められる」ように年間伸長するべく日税連が各会位会に勧告することを提案した。

なんのことではない山本会長の「本音」が出たわけだが、さすが会員無視の提案に正副会長会では賛成されず「保留」となった。現行税理士法のもとでは、日税連は全国の税理士会を構成員とし

て成立しており、具体的には単位税理士会々員の意向を無視して「独り歩き」することは絶対に許されないのである。山本執行部の目的には、「税理士会及びその

会員の指導、連絡及び監督並びに税理士の登録に関する事務を行うため」役が中心であり、会員が構成する各単位税理士会にこそ主体があることを識らねばならない。

いるとおり、日税連は、「とりまとめ」役が中心であり、会員が構成する各単位税理士会にこそ主体があることを識らねばならない。

つまり、日税連山本執行部は、各

単位税理士会々員の意向を無視して「独り歩き」することは絶対に許されないのである。山本執行部は、速やかに、会務運営の原点に戻って、会員のための会務運営に徹底して貰いたい。さらに、法改正に関しては、すべての関係各部・評議員制度の活用も併せて考えら

れよう。要は、山本会長の決意に委員会を総動員してほしい。現行

税理士会の危機きたる」として「改正案に隠された眞の意図」を全会員に訴えた、昭和 39 年当時の日税連執行部の強硬な反対姿勢と対比

して考えないわけにはいかない。われわれは、これから法改正運動においては、使命の明確化、自主権の確立、代理権の確立、特

試廢止と試験免除の導入阻止、青申会等に対し税理士業務を許す法

制化を阻止するとともに、改正法案の建議方式は絶対に避けねばならない。納税者の代理人としての税理士制度の確立を目指し、どこ

れ執行部が受身に立たされ、緊急決行した。全国各地から一八五名の参加を得て、討論は始まりました。3 月 4 日に「緊急報告大会」を

決行した。全国各地から一八五名の参加を得て、討論は始まりました。3 月 4 日に「緊急報告大会」を

決行した。全国各地から一八五名の参加を得て、討論は始まりました。3 月 4 日に「緊急報告大会」を

開催したこともあり、52 年 12 月 27 日付報告書、去る 1 月 26 日の日税連正副会長会の結果及び去る 2 月 2 日の日税連執行部との懇談内

若し、山本執行部が、これまでのように、基本要綱を無視または逸脱した改正内容を、短期間にう

ちに、国税当局の力を得て、単位税理士会に十分な審議時間をとらせず、安易に多数決原理由に訴える

## ■むすび

本稿を含め法改正に関する意見、批判などを寄せ下さい。

事務所〇三(八三)二七三四  
自宅〇四(六一)二七五〇



日税連は、四月十四日理事会を開催し、「税理士法改正運動計画大綱」を審議可決した。

これは税理士法改正の一連の運動計画大綱をとりまとめたものであるが、細目にわたって検討を加えてみるといろいろと矛盾もあるし、危惧されるところもある。

「基本要綱」はどうなつてしまふのだろうか。

法対運動に占める日本税理士政治連盟の位置づけはどうなつてしまふのだろうか。

政府と合意に達した「改正素案」なるものを税理士会のどこの機関で確認するのだろうか。

「税理士法改正案」が国会に上程された場合に、昭和三十九年の税理士法改正案と同じく、あちらこちらから反対運動がもちあがつたらどうするのだろうか。

日税連が反対運動を収束したのちにおいても、日税連が掲げていた当初からの方針に基いて中小会社と税理士の権益を護るために日夜を分かたぬ努力をなし、青税連活動に対する内外の声援を大いに高めた。

税理士会内部が税理士法改正運動の是与否をめぐって騒然としている今日の状況に鑑み、青税連の動向こそが正しい税理士法改正運動の推進の鍵を握っているといつて過言ではない。

青税連こそ税理士会の良心

良心として時勢や権力におもねらず、健全なる在野精神を發揮して

税理士会が揺らぐときこそ、雑音にまどわされず、純粹に税理士団体（排他的な団体ではない）として特別試験制度の廃止に伴う認定制度への移行に反対するとともに、税理士の使命の明確化や税理士の代理権の確立、税理士会の自主権の護得について理論的な水準を高め、日税連の法対運動に献身的な協力を惜しまなかつた。

昭和四十九年三月に成立した商法改正についても、日税連の正しい法対運動を支援するとともに、

昭和三十九年の税理士法改正運動においては、一般試験合格者の団体（排他的な団体ではない）として特別試験制度の廃止に伴う認定制度への移行に反対するとともに、税理士の使命の明確化や税理士の代理権の確立、税理士会の自主権の護得について理論的な水準を高め、日税連の法対運動に献身的な協力を惜しまなかつた。

日税連幹部の言動や機関紙の報道などをみると、昭和四十七年四月に日税連の理事会で採択された「税理士法改正に関する基本要綱」は、完全に理想像化されつづり、「基本要綱」の実現を叫んでいふと教条主義者であるときえいわ

### 基本要綱とは何ぞや

日税連幹部の言動や機関紙の報道などをみると、昭和四十七年四月に日税連の理事会で採択された「税理士法改正に関する基本要綱」は、完全に理想像化されつづり、「基本要綱」の実現を叫んでいふと教条主義者であるときえいわ

## 揺らぐ税理士会に搖がぬ青税 ——税理士法改正運動について考える——

「基本要綱」はそんなに現実離れをしたものなのだろうか。

否である。それはわれわれが、日常業務をぶりかえってみればわかることである。

税理士の使命については、われわれが税理士として税務調査の際どのように税務代理をしていくかを考えてみれば分るだろう。

税務署のいいなりになる税理士は、納税者から即刻クビになつてしまふだろう。

税理士会が揺らぐときこそ、雑音にまどわされず、純粹に税理士団体（排他的な団体ではない）として特別試験制度の廃止に伴う認定制度への移行に反対するとともに、税理士の使命の明確化や税理士の代理権の確立、税理士会の自主権の護得について理論的な水準を高め、日税連の法対運動に献身的な協力を惜しまなかつた。

日税連の掲げる「基本要綱」は正に現実的な理想像なのである。「基本要綱」の理念を税理士法にとり入れるのは、大蔵省・主税局・国税庁などのいわゆる税務行政機関の「わがまま」であり、

税理士の使命が明確になれば、税理士会の自主権についても自ずと答がでてくるのである。

日税連の掲げる「基本要綱」は正に現実的な理想像なのである。「基本要綱」の理念を税理士法に至るまでの間、「基本要綱」の実現のために全力を傾注することが肝要である。日税連という組織は、十四人の正副会長と専務理事によって動いているといつても過言ではなく、日税連の特徴をよく把握した働きかけが必要である。

「改正素案」の中味がわれわれ

の考え方と甚しいけん隔がある場合にどうするのかという問題も近々充分考えられることである。

われわれは「改正素案」を組織内で徹底的に討議し、税理士法改正のバランスシートをつくり、功罪を分析し、賛否を決めることに努めよう。

現在われわれのやるべきことは「基本要綱」実現のための積極的な活動（PR活動を含む）であり、日税連執行部が三万会員の意思に反するような方向で「改正素案」のとりまとめができないような世論づくりをすることである。

われわれは、税法はもとよりの憲法の精神にも照らし、納稅者の権利を最大限擁護するようによいから正しい方向を歩ませなければならぬ。

しかし乍ら、われわれの執行部であることは変りなく、税理士のため、納稅者のため、暫進的でもよいから正しい方向を歩ませなければならぬ。

# 税理士法改正に関する意見

## 「税理士法改正研究資料」等にある主要事項について――

神奈川青年税理士クラブ

税理士の使命について

税理士の使命の問題は、税理士

税理士の使命の問題は、税理士法改正を進めるにあたっての基礎的な位置づけをなすものであり、決して抽象的観念的改正事項ではない。憲法に規定する租税法律主義にもとづいて、納稅義務を果すための納稅者の代理人としての立場を明確にし、法律にしたがつて「納稅者の権利」を擁護することは、税理士の使命とすることは、税理士法改正に關する基本原則である。

理士法改正に關する基本要綱（以下基本要綱という）において具体的問題として述べているところである。

研究資料の改正理由中、基本要綱  
制定当時の使命に対する税理士  
会の考え方を、国税当局側が、国  
家と国民を対立関係の中にとらえ  
たものとみているとあり、これを  
そのまま山本会長が是認している  
ようであるが、これこそ基本要綱  
制定のいきさつとその内容につい  
て山本会長の無理解を示している

二 税理士の業務について

ものであるといわねばならない。いうまでもなく、租税法律主義は市民社会における課税権の基本をうたつものであり、これをうけた「納税者の権利擁護」は、市民権の当然の行使を述べたものにすぎないからである。

としての安定性に欠く。  
われわれは、基本要綱に述べて  
いるところ、民間における税の職  
業専門家の立場にふさわしい「納  
税者の権利を擁護し」「租税制度  
の改善に努力」することを具体的  
文言として案文にすべきである  
う。

う。  
業務に組込むことには無理がある  
中税理士業務の制限事項について  
法第五十二条を次のように改める  
こととしてはどうか。

これまでに上記三団体について述べたところは、三者協定を結び、税理士と協力関係にありながら、税理士法に抵触する行為や、税理士の業務侵害になる事実があり、これらの場合には、現行税理士法が一応の盾となり得るが、これらによつては、

業務に組込むことには無理があるう。

次に重大な問題は、「研究資料中税理士業務の制限事項についての法律第五十二条を次のように改めることとしてはどうか。

「税理士でない者は、この法律に別段の定がある場合は除くほか税理士業務を行ってはならない。ただし、電子計算機を利用して帳簿類その他の計算書類を作成することを業とする者その他大蔵省令で定める者が、税理士の委託により、税務書類を作成（注、この改正要領によれば、前出のとおり、税務官公署に提出することを直接の目的として作成する書類及び当該書類の作成の基となつた帳簿書類を含む）こととなつてゐる）する場合はこの限りでない。」――とされてゐる個所である。

これまでに上記三団体については、三者協定を結び、税理士と協力関係にありながら、税理士法抵触する行為や、税理士の業務侵害になる事実があり、これらの場合は、現行税理士法が一応の歴史止め又は抗議のようどころになってしまったのである。これが「研究資料」によれば、上記三者等は電算機業務と結びついて大規模官製税理士事務所を形成するであろう。この段階ではもはや彼らは税理士法第五十二条によって認知された団体であるため、税理士法違反問題は起きえない。そこでわれわれの業務は業務拡大どころか、関与先を奪われる事態すらまねくことになる。

この場合文中の「税理士の委託により」は実質上意味をなさなくなるのは当然であろう。

識は現状無視である。青色申告会員でも青色申告用帳簿は事業の業績を知るために作成されているとする認

税理士の独占業務と見せかけ、業務拡大と説明している裏で、特に「その他大蔵省令で定める者」を

て税務所得を導くために作成指導しているのが現状である。たゞ零細業者にしろ、業績を知るために帳簿の作成はこれから益々必要とするものであり、これらの帳簿類を税務書類とのみ断定し、独占業務に組込むことには無理があるう。

次に重大な問題は、「研究資料」中税理士業務の制限事項について法第五十二条を次のよう改めることとしてはどうか。

「税理士でない者は、この法律に別段の定がある場合は除くほか税理士業務を行ってはならない。ただし、電子計算機を利用して帳簿類その他の計算書類を作成することを業とする者その他大蔵省令で定める者が、税理士の委託により、税務書類を作成（注、この改正要領によれば、前出のとおり、税務官公署に提出することを直接の目的として作成する書類及び当該書類の作成の基となつた帳簿書類を含む）こととなつてゐる）する場合はこの限りでない。」とされてい個所である。

このことは、前出の税務書類を

税理士の運営業界からすればどうである。  
すなわち、青色申告会や法人会  
商工会議所など、これまでの税務監査  
協力団体に対し、公然と適法に  
税理士業務ができる途を開くこと  
になる。」  
これまでも上記三団体について  
は、三者協定を結び、税理士と協  
力関係にありながら、税理士法に  
抵触する行為や、税理士の業務侵  
害になる事実があり、これらの場  
合には、現行税理士法が一応の歯  
止め又は抗議のよりどころになっ  
てきたのである。これが「研究資  
料」によれば、上記三者等は電算  
機業務と結びついて大規模官製税  
理士事務所を形成するであろう。  
この段階ではもはや彼らは税理士  
法第五十二条によって認知された  
団体であるため、税理士法違反問  
題は起きえない。そこでわれわれ  
の業務は業務拡大どころか、関与  
先を奪われる事態すらまねくこと  
になる。

### 三、試験制度について

資格制度の良し悪しは、その資格取得制度に裏打ちされているといわれる。基本要綱は無試験資格付与の範囲を極力縮少して、弁護士等の制度に比肩しうる試験制度へ近づけるべく方向付けをしている。この中で、昭和三年五月に暫定的に設けられた不公平な特別試験制度を廢止することは、税理士法改正にさいして他の一切の事項に優先するといつても過言でない」とされているのである。

ところで今回の研究資料及び試験制度に関する会長諮問は現行よりも一層の不公平な資格制度を定着させようとしている。特別試験制度を廃止することは、われわれの念願としてきたところであるが問題はその代替として、一般試験の中に、特權的免除規定を拡大し特別試験該当者に相当する者について全科目免除方式すなわち無試験資格付与の規定を設けようとしていることである。特別試験は容易易とはいえ簿記の試験を科している。

今回の案ではこれすら受けなくしてはならない。一般試験受験者に対して現行よりも一層の不公平な試験制度になる。一般試験受験者に対する「基本要綱」に基づく税理士法

平を助長することになる。これでは何のための改正かわからない。

また昭和三九年の政府案では、税務職員の資格認定について「管

理し、又は監督的期間が通算して五年以上」という規定を入れてチ

ックしていたにもかかわらず、

今回の日税連会長作成の「研究資料」はそれすら入れていないのである。

免除規定の中で税理士事務所二〇年以上のものについては簿記、財務諸表の科目免除を入れるようを考えているという。基本要綱で無試験資格付与の範囲を極力縮少しようとしている税理士会側が、税務職員に対する科目免除と同じような考え方でこのような規定を設けようすることは、自己矛盾といふほかないし、税理士事務所職員にとっても、現実性がないの

ではない。この点に関しては、法改正の要請を行政府側も持っていることになる。この問題が片付いてしまえば、行政は都合の悪い法改正には目をむけなくなるであろう。

従つて税理士会側は他の改正項目を要求する際の切り札として、ねばり強く特別試験廃止を無試験資格付与の代替なしに要求していきべきである。

改正が行なわれないまま、これを試験問題にとり入れることは、税務行政の单なる補助機関化している現行税理士法の考え方をまずテストしてから税理士にするということになろう。

例えは、中正な立場を否定する

答案を書いたら、いつまでたっても、税理士にはないことになる。

悪くいえば、いわゆる「踏み絵

的試験科目になる危険をもつてい

る。

法改正を進める運動論としても特別試験制度の廃止は重要な項目である。現在附則で規定されている特別試験制度は、行政からみても「継子」的存続として、本法の中に早く規定したい事項である。

この点に関しては、法改正の要

請を行政府側も持っていることにな

る。

この点に関しては、法改正の要

請を行政府側も持っていることにな

護士制度における完全な自治権に類する制度の創設を期することは至難のように思われる」と。「完全な」自治権どころか、三十九年改正案の趣旨から變らない考え方からみると、現行法第四十九条の十八（総会の決議の取消及び役員の解任）第四十九条の十九（一般的監督）第五十五条（監査上の措置—税理士に対する業務監査権）など数多くある監督上の規定

六 税理士会の組織について

組織の改正について、研究資料の提示と合せて、山本会長より口頭の説明による改正要領が示されている。この部分については、これまで何ら正当な機関での討議に附されていない部分であり、山本会長の一方的判断で突然でてきた感じである。

現行法におけるような税理士会及び税理士に対する監督権の強い

護士制度における完全な自治権に類する制度の創設を期することは至難のように思われる」と、「完全な」自治権どころか、三十年改正案の趣旨からならない考え方からみると、現行法第四十九条の十八（総会の決議の取消及び役員の解任）第四十九条の十九（一般的監督）第五十五条（監査上の措置—税理士に対する業務監査権）など数多くある監督上の規定

について、何ら改正案は示されていない。この案にみられるところ、基本要綱に基づく税理士会の主張点が、認められないのは、誠に奇異に感するところである。当面獲得する具体的目標は何なのか、例えば、一般的監督権及び総会の決議取消権並びに役員の解任権の廃止などを具体的に提示していくべきであろう。

試案」の作案以来「第二次試案」を経て昭和四十七年六月に基本要綱ができるまで、各税理士会の会員の討議の積み重ねという形で続けられてきたのである。

対して困難であり、至難であると  
説明され、昨年十二月二十七日の  
「国税局と日税連との懇談会」に  
おける政府側の意向に基づいて作  
成されている。要は最も基本的事  
項についての基本要綱の内容は、  
いっさい容れられないという趣旨  
であろう。

こののような内容をもつた山本会  
長による「研究資料」が行政府側  
と大筋の合意（二月二十七日東

議方式で進められるとすれば、建議方式こそ基本要綱の内容を自ら引き下げた上で、税政連という手足の活動をも封じ込めるものといえよう。

## 七、建議方式について

昭和三十九年の政府案の廃案のあと、税理士会は国民のための税理士制度の確立を目指して努力し

てきたといってよい。  
この努力は、昭和四十五年七月  
の「税理士法改正に関する第一次

研究資料冒頭の会長感觸に挙げられた六項は、すべて基本要綱にみ残し部分の追加修正すら一切放棄することとなる。

一、昭和四五年以後の特試の問題題、回答、採点基準書。  
二、税理士法四二条に関する、関与の承認申請書及び承認書、意見

申請が却下されれば高裁へ抗告する  
ことも考えられる。いずれにせよ結審、判決は数ヶ月延びる見通しとなつた。

全 稅 財 國

I はじめに

租税制度は民族的、政治的且つ歴史的な所産である。その意味では絶えず変化する面をもつものである。

即ち所得の再分配、及び経済の安定と成長といった経済政策の諸目的を達成する租税政策としての一面である。

所得税の累進課税をこの面からとらえると、所得の再分配機能と自動安定化機能による経済の成長、発展に資すると考えられるからであって、「課税の公平」からのみではない。経済の安定、成長ということになると世世代間の「課税の公平」面は無視されることはなれる。

他方において、租税制度として当然に維持されなくてはならない原則も又存在する。

特に「課税の公平」はその中心的存在である。

租税制度は民族的、政治的且つ歴史的な所産である。その意味では絶えず変化する面をもつものである。

即ち所得の再分配、及び経済の安定と成長といった絏済政策の諸目的を達成する租税政策としての一面である。

所得税の累進課税をこの面からとらえると、所得の再分配機能と自動安定化機能による経済の成長、発展に資すると考えられるからであって、「課税の公平」からのみではない。経済の安定、成長ということになると世世代間の「課税の公平」面は無視されることはなれる。

# 我が國の租税制度への提言

付加価値税対策委員長 江 成 健一

もの」と変化してきている。

## II 租税の経済的諸機能

### の意味するもの

一、自動安定化機能、累進構造

には経済政策の一手段である租税政策としての絶えず変化する局面と租税制度を支える不變のものとしての「課税の公平」という根本原則があることがわかる。池田勇人著「均衡財政」によれば「公平の原則も勿論、それだけが原要であるけれども、それだけが原則の全てではない。相矛盾するような各種の原則と要求とを総合的に考えて全体として最もいいバランスをとることが政治である。

私はこの点において相当強く資本蓄積経済回復の要求をとりあげてきた。そして将来に対しても同様の態度で行ないたい」と述べてある。

二、減税と財政支出の経済効果

保制度も、この機能を低下させるものである。

又、特別償却、その他の内部留出の増加に充當され、この機能は減殺される。

三、所得税のウエイトが高い場合には法人税のウエイトが低い場合には法人税のウエイトが低い場合には

この機能は優れてい。」「均衡予算」においては、税収の増加は歳入の原則からも否定されてきたキャビタルゲインに対する課税から、贈与、相続その他一切の収入を課税所得として含めるべきであるとのカナダ王立税制調査委員会の提案及び我国においても一部の学者より提言されている包括所得税構想等は今後充分に検討されるべきものと考えられる。

又現在のようにインフレが定着するとストック課税もフロー課税である所得課税を補充するものとして充分検討されるべきものと考える。

更に受益者負担の要素を強く打たれた目的税の創設も近年多くみられるようになつた。目的税のみならず、租税に関する考え方があつた。

## III 「課税の公平」

### の意味するもの

租税法律主義の原則は、税課

し、これを収納するための法規が、法律や条例をもって定められていさえすればそれで満足するといふものではなく不承諾課税禁止の原則からしたものである。不承諾課税禁止といふことは納税義務者にとって公平であり、平等なものでなければならないということの要求である。この公平といふことの意味は、実質的にみてのもの

のでなければならぬといふことの要求である。この公平といふことの意味は、実質的にみてのもの

の負担が夫々の納税義務者の税を負担し得る個人的な経済的能力（租税能力）に相応したものでなければならぬ。

具体的に云うと納税義務者の税の負担が夫々の納税義務者の税を負担し得る個人的な経済的能力（租税能力）に相応したものでなければならぬ。

これは應能負担の原則といわれるものである。

所得税収に関しては名目収入の増加に伴なう、大幅な增收が見込まれる。

これに対して、財政支出に関しては、中期財政見通しより考えられるることは財政収支が逼迫するであろうということがある。

## 高福祉 高負担の内容

高福祉、高負担とはよく云われることばであるが、問題は誰が負担するかということである。

ここで、充分考えなければならないことは「課税の公平」である。直間比率というような外形的なものからの負担論でなく考えなくてはならない。

逆進性の強い一般消費税の導入は実質的には高福祉につながるものではない。「課税の公平」をふえた上で、税源を考慮すべきで

VI 我国租税制度への提言

我が國の經濟の実体は、規模と技術水準において世界的なものとなつてゐる。

既に述べた財政の中期見通しによつても判るように今後益々減税策はそれなくなるだろうし、特別償却制度は撤廃される方向にあるだろうと推察される。又法人税収の減少は自動安定化機能を低下させるものと思われる。

このようく経済環境的にみると、経済政策的租税政策は実施困難となるであろうことが予想される。更に租税制度の根本原則は「課税の公平」が、租税制度の中心として要求されるものと考へる。

租税制度において課税の公平を維持し、財政収入を確保するには如何にすべきであろうか。

基本的には逆進性の強い間接税の導入を避け直接税主導型の現在の税制を維持すべきである。

総合所得課税における源泉分離課税、譲渡所得課税の見直し等により所得税課税を本来の姿に戻すことを充分検討すべきである。学者の試算によるところから数兆円の財源が生ずるとさえ云われている。又定着化したインフレに

このように経済政策的のみならず、  
経済政策的租税政策は実施困難となる  
であろうことが予想される。  
更に租税制度の根本原則は必ずしも  
坦の原則による課税の公平である  
べきであるという租税制度本来の  
姿からしても、当然に「課税の公  
平」が、租税制度の中心として要  
求されるものと考える。

全青税最大の行事であり、内外員總会が、初めて海を渡った、九州の南端、鹿児島の地で開催されます。日程も、我々青税會員の子弟の殆んどが、夏休みに入る七月二十一、二十二、二十三日を選

## 鹿児島大会へのご案内

全青税最大の行事であり、内外の注目を集め第一回定期代議員総会が、初めて海を渡った、九州の南端、鹿児島の地で開催されます。日程も、我々青税会員の子弟の殆んどが、夏休みに入る七月二十一、二十二、二十三日を選

び、日頃とかく子供達とのスキンシップに欠ける不名誉を挽回する絶好の機会にしていただこうと考えております。

諸兄御承知のとおり、鹿児島は幕末期、維新の大業に活躍した人物を多く輩出し、日本の夜明けをもたらした歴史的な県であります。十周年でひと区切りし、まさしく青年期に入った我が全青税が、税理士会の良心として決意を新たにするに、正にうってつけの開催地であります。

す。空港から市内に通するハイウェイのリムジンバスの車窓に飛び込む景色は、「絶景かな〜」であります。鹿児島市の夜は、これまた「絶景かな」であります。左ききの私には、今思い出してもノドが鳴る。焼酎の味が忘れられません。あのお湯割りの味です。

また九州ラーメンは、ききしに勝るうまでです。太いのから、細いの、又白いのや黒いの、どのラーメンも、味はばづぐんでした。

是非、「女房にも食わせたい」と

び、日頃とかく子供達とのスキンシップに欠ける不名誉を挽回する絶好の機会にしていただこうと考えております。

諸兄御承知のとおり、鹿児島は幕末期、維新の大業に活躍した人物を多く輩出し、日本の夜明けをもたらせた歴史的な県であります。十周年でひと区切りし、まさしく青年期に入った我が全青税が、税理士会の良心として決意を新たにするに、正にうってつけの開催地であります。

現在、鹿児島青税の同志が、松田実行委員長を中心に、大会を成功させる為、連日、東奔西走しております。私も、大会準備の為、大きらいな飛行機に乗つて鹿児島に行きました。飛行機は、安全な乗物だということも、だんだん解ってきた様な気もいたしました。東京から一時間四十分、鹿児

す。空港から市内に通するハイウェイのリムジンバスの車窓に飛び込む景色は、「絶景かな～」であります。鹿児島市の夜は、これまた「絶景かな」であります。左・左・左の私には、今思い出してもノドが鳴る。焼酎の味が忘れられません。あのお湯割りの味です。

また九州ラーメンは、ききしに勝るうまさです。太いのから、細いの、又白いのや黒いの、どのラーメンも、味はばづくんでした。是非、「女房にも食わせたい」と思つております。

もう一つ諸兄に御紹介したいことがあります、紙面の都合(?)ではタ(チ)マ(エ)で、書きません。もう一つの鹿児島是非御期待下さい。第二次募集を行つております。一人でも多くの会員の御参加を御待ちしております。

能負担による課税の公平という根柢原則を置かなければならぬ。國民經濟的見地を併せて考えて今後の我國租税制度の基本には益々應能負担の原則にもとづいて「課税の公平」の比重が増大しなければならない。

その為には直接税主導型の現行税制を原点に立ち戻り、見直し歪曲された諸制度の立て直しをはかる必要がある。むしろ、その方が逆進性の強い一般消費税の導入による財源の確保をするよりも、国民的合意が得られるものと考える。